平成２７年（フ）第４１７号
名古屋市守山区大森八龍１丁目1821番地　八竜マンション102号
債務者　香月　亜美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４３号
名古屋市守山区天子田１丁目1910番地の１
債務者　鬼頭　達也
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６９号
名古屋市南区鶴田２丁目１番Ａ１―101号　鶴田荘
債務者　二村美希世
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４４号
熊本市北区龍田１丁目11番14号
債務者　田渕有紀子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２１号
熊本市北区清水亀井町58番10号
債務者　田中佐和子（旧姓安）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
岩手県北上市村崎野15地割539番地１　グリーンハイツ高屋沢104号、申立時の住民票上の住所岩手県奥州市水沢区大鐘町２丁目２番地　エクセレントＡ28号室
債務者　渡邉　光明
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１４号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字清住町６番地５
債務者　水戸　　治
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１４２号
埼玉県所沢市小手指町４丁目19番地の８　キングスヴィレッジ603
債務者　卜部　純一
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４３号
埼玉県所沢市小手指町４丁目19番地の８　キングスヴィレッジ603
債務者　卜部　邦江
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９６号
埼玉県所沢市大字上安松324番地の７　コーポハクト201、前住所埼玉県川越市野田町１丁目７番地４　川越寮
債務者　堀口　裕司
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６１号
盛岡市東安庭１丁目23番38号　フォレストⅡ102号、旧住所青森市浪館前田２丁目23番56号
債務者　大美　智美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４号
新潟県新発田市大手町１丁目１番15―708号
債務者　藤田美知子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２９号
新潟県村上市緑町２丁目６番18号、前住所茨城県下妻市南原82番地１　下妻ハイツ203
債務者　山口　清太
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１０１号
静岡県富士市岩本581番地の31市営住宅岩本山団地南棟305号、前住所静岡県富士市平垣本町４番20号
債務者　内田早百合
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１２１号
愛知県一宮市浅井町河端字柳下８番地　市営河端住宅414号
債務者　森田　育恵
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２７号
愛知県一宮市多加木５丁目17番９号　ハイツキマタ102号
債務者　葛西　明広
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部